

今月の安全運転管理

不幸を招く 飲酒運転 全員でNo!

①飲酒運転防止を徹底しよう

- 飲酒運転の危険性とその末路を周知しよう
- 二日酔い運転の防止を指導しよう

②年末の交通安全県民運動【12月1日(日)～10日(火)】

※県内一斉大監視 12月6日(金)午後4時～午後6時

- 交通ルール遵守を徹底させよう



飲酒運転の危険性と その末路を周知しよう

お酒はたとえ少量であっても脳の働きを麻痺させ、安全運転に必要な情報処理能力・注意力・判断力などを低下させます。このような状態で運転した場合、次のような危険があります。

- ・ 歩行者や信号、標識を見落とす
- ・ ハンドルやブレーキ操作が遅れる
- ・ スピード超過
- ・ 眠気が生じる
- ・ 気が大きくなり自分本位の運転になる

こうした悪質かつ危険極まりない飲酒運転は厳罰に処されます。たとえば酒酔い運転は、五年以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられ、免許取消しになります。

このほかにも多額の損害賠償や失職、一家離散など、飲酒運転が招く不幸は数え切れま

せん。

忘年会等、飲酒の機会が増えるこの時期、従業員に対して、飲酒運転の危険性や罰則の厳しさ、その後の不幸の連鎖などを周知して、飲酒運転根絶を訴え掛けておきましょう。

二日酔い運転を 防止しよう

飲酒運転根絶に取り組むうえで見落としやすいのが、二日酔い運転です。深酒でアルコールが体内に残っているのにもかかわらず「寝たから大丈夫だろう」と安易に運転してしまい、事故が起るケースは少なくありません。

一般的には五〇〇ミリリットルのビールを飲んだ場合、アルコールが抜けるのに四時間程度かかると言われています。アルコールが体から抜けるのには、想像以上に時間がかかります。

また、二日酔い運転となる

時間帯は、通勤・通学の時間帯と重なるため、多くの人を巻き込む危険が高くなります。

翌朝に運転の予定がある場合には、飲酒量を減らして、早めに切り上げることを呼び掛けておきましょう。

交通ルール遵守を 徹底させよう

年末は業務が過密になり気持ち焦ることから、スピード超過や一時不停止、信号無視など交通ルールを守らない運転をしがちです。こうした運転は、交通事故につながります。

そこで、従業員に改めて交通ルールの徹底を指導しておきましょう。とくに「一時停止の場所では、確実に停止して安全を確認することを徹底させてください。

多忙な年末こそ、交通ルールを遵守して無事故で過ごし、清々しい気持ちで新年を迎えましょう。